

宿泊約款

適応範囲

第一条

- ① 当ホテルが宿泊客との間で、締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものです。
- ② 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約申し込み

第二条

- 1、当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - ① 宿泊者名
 - ② 宿泊日及び到着予定時間
 - ③ 宿泊料金（原則として別表の基本宿泊料による）
 - ④ その他当ホテルが必要と認める事項
- 2、宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第三条

- ① 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承認したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承認をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- ② 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当ホテルをチェックインされた時点で、基本宿泊料をお支払いいただきます。

宿泊契約締結の拒否

第四条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ① 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
- ② 満室により客室の余裕がないとき
- ③ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- ④ 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき
- ⑤ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- ⑥ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- ⑦ 京都府旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき

- ⑧ 暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反するおそれがある場合
- イ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(H4.3.1 施行) による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテルの利用はご遠慮いただきます。
 - ロ 反社会团体及び反社会团体員(暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員)の当ホテル利用はご遠慮いただきます。
 - ハ 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合は直ちに当ホテルの利用はご遠慮いただきます。
 - ニ 当ホテルを利用する方が心身耗弱、薬品等による事故破損などご自身の安全確保が困難で他のお客様に危険や恐怖感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。

その他法令の規定・公の秩序、もしくは他のお客様に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる時は、直ちにご利用をお断りいたします。

宿泊客の契約解除権

第五条

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
 - ② 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき
 - ③ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められる時
 - ④ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - ⑤ 京都府旅館業法施行条例の規定する場合に総当するとき
- 2、 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第六条

宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録して頂きます。

- ① 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- ② 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日（又、旅館業法に基づき、旅券のコピーをさせていただきます）
- ③ 出発日及び出発予定時刻
- ④ その他当ホテルが必要と認める事項

2、宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第七条

宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から午前11時までとします。ただし連続して宿泊する場合には到着日及び出発を除き、終日使用することが出来ます。

2 当ホテルは、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- ① 午後1時までは、客室料金の50%
- ② 午後1時以降は、客室料金の100%

場合により延長が出来ない場合もありますので、予めご了承ください。

利用規則の遵守

第八条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第九条

当ホテルの主な施設等の営業時間は、次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、備え付けパンフレット、各所の掲示、ホテルのホームページ等でご案内致します。

ご不明な点がございましたら、スタッフまでお気軽にお問い合わせください。

料金の支払い

第十条

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表1に掲げるところによります。

- 2、 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、電子マネー、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3、 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客は任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けいたします。

当ホテルの責任

第十一条

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行のより宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2、 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取り扱い

第十二条

当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2、 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋が出来ないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物当等の取り扱い

第十三条

宿泊客がフロントにお預けになった物品（貴重品を除く）について、滅失、毀損の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。

宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品などフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。

宿泊客の手荷物または携帯品の保管

第十四条

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

- 2、 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄り警察署にとどけます。

- 3、 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

駐車場の責任

第十五条

当ホテルは、駐車スペースを設けておりません。
お近くのパーキングなどをご紹介いたしますので、予めご了承ください。

宿泊客の責任

第十六条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を破ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償して頂きます。

別表第1 宿泊料金の内訳
(第2条第1項目及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料)
	追加料金	② 飲食及びその他の利用料金
	税金	イ, 消費税 ロ, ホテル税

別表第2 キャンセル料

契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	二日～三日 前	一週間前
一般	1名～10名	100%	100%	80%	50%	20%
団体	10名以上	100%	100%	80%	50%	30%

(注)

- ① %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- ② 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分(初日)の違約金を収受します。

利用規則

ホテルの公共性とお客様の安全かつ快適なご宿泊を確保するため、宿泊約款第八条に基づいて、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけない時は、ご宿泊のご継続および館内施設のご利用をお断りさせて頂くこともあります。

- ① 客室を許可なしに宿泊および飲食以外の目的にご使用にならないでください。
- ② 窓の施錠を操作して開放なさないでください。
- ③ 外来客を客室内に招いて諸設備及び諸物品を使用させたりなさないで下さい。
- ④ 館内及び客室内の備品をみだりに所定の場所から移動なさないでください。
- ⑤ 館内及び客室内の器具、備品の現状を許可なしに変更をし、手を加えたりなさないでください。
- ⑥ 館内の器具や備品に関し故障した場合、故意又過失の可能性があった場合弁償して頂きます。
- ⑦ 館内に次のようなものをお持ち込みなさないでください。
 - イ 愛玩の動物、鳥類等
 - ロ 悪臭を発するもの
 - ハ 常識的な量をこえる物品
 - ニ 鉄砲、刀剣等。但し、ホテルが認めたものは除きます。
 - ホ 火薬、揮発油の発火または引火しやすいもの
 - へ その他、他の宿泊客の安全性を脅かす物件と認められる物

- ⑧ 館内および客室での高声、放歌または喧騒な行動等で、他のお客様に不快感を与える行為、ご迷惑をかけたリなさないでください。
- ⑨ 館内および客室内でとばくや公序良俗に反する行為をなさないでください。
- ⑩ 館内で許可なしに他のお客様に広告物の配布を行う行為、物品を販売したりなさないでください。
- ⑪ 睡眠薬その他の薬物のご使用により、他のお客様およびホテルにご迷惑をおかけにならないでください。
- ⑫ 館内の宿泊および営業時間以外の場所に許可なしに立入ったり、立入を強要なさないでください。
- ⑬ 他のお客様に不快感をあたえたり、迷惑をおかけしたりするような疫病をおもちの方は宿泊をお断りさせていただくことがあります。
- ⑭ 未成年者のみのご宿泊は、特に保護者の許可がない限りお断りさせていただきます。
- ⑮ 廊下やロビー等に所持品を放置なさないでください。
- ⑯ 下記の場所でのお預かり品の保管は、特にご指示のない限り、ご出立後1ヵ月までとさせていただきます。
 - イ 客室での洗濯物
 - ロ フロントでのお預かり物尚、クローゼットでのお預かり物は当日限りとさせていただきます。
- ⑰ 館内及び敷地内でのお客様にご迷惑をかけるような写真撮影は固くお断りさせていただきます。